

ID: 329

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例 第6条第1項
例 規 番 号	昭和63年条例第29号
【根拠条文】 (使用料等の減免) 第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 2 前項の規定は、前条第2項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長は、特別の理由があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、市長が定めた基準に従い」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定による。 (使用料の減免) 第5条 市長は、条例第6条の規定により次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める割合の使用料を減免するものとする。ただし、第5号から第8号までに掲げる場合は、阪神芦屋駅南自転車駐車場を利用するときに限り減免するものとする。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者が使用するとき。 5割 (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳の交付を受けている者、療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)による療育手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が使用するとき。 5割 (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条及び第124条に規定する学校に自転車通学する者が定期使用するとき。 3割 (4) その他市長が特に必要があると認める者が使用するとき。 10割以内 (5) 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため一時使用するとき。 10割 (6) 市議会及び市の附属機関等の会議に出席するため一時使用するとき。 10割 (7) 市の事務事業等に関して業務を行うため一時使用するとき。 10割 (8) 用務のため来庁した市民等が一時使用するとき。 10割 2 前項第1号から第4号までの規定による使用料の算定において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。 3 第1項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、当該事実を証する書類等を提示し、かつ自転車駐車場定期使用料減免申請書又は自転車駐車場一時使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときはこの限りではない。	
標準処理期間	3日

備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最 終 変 更 年 月 日	令和7年4月1日